

税務情報

国税庁 ― 所得合算ルールに相当する制度等に係る法令解釈通達の公表

2025 年度税制改正では、2023 年度税制改正で創設され 2024 年度税制改正で見直しが行われた OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組み（以下、「包摂的枠組み」）において合意された第 2 の柱に係るグローバル・ミニマム課税のうち所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）に相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（以下、「J-IIR」）について、2024 年 6 月に包摂的枠組みから公表された執行ガイダンスの内容等を踏まえた改正が行われました。

また、外国子会社合算税制について、外国関係会社に係る課税対象金額等を内国法人において益金の額に算入する事業年度を、「外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から 2 カ月 を経過する日を含むその内国法人の各事業年度」から、「外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から 4 カ月 を経過する日を含むその内国法人の各事業年度」とする改正も行われました。

国税庁は 9 月 26 日、2025 年度税制改正における J-IIR 及び外国子会社合算税制の改正に対応した以下の改正通達を公表しました。

- [「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）](#)（2025 年 9 月 26 日付）

この改正通達は「[第 1 法人税基本通達関係](#)」及び「[第 2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係](#)」から構成されており、たとえば以下の取扱いが示されています。

【第 1 法人税基本通達関係】

実効税率の計算の分子とされる調整後対象租税額は、各対象会計年度に係る当期対象租税額（当期法人税等の額に「被配分当期対象租税額」を加算した金額に一定の調整を行った金額）、繰延対象租税額（調整後法人税等調整額に一定の調整を行った金額）及び一定の対象租税の額の合計額とされています。2025 年度税制改正では、この調整後対象租税額について、以下の見直し等が行われました。

- 当期対象租税額の計算上、配分元の構成会社等又は共同支配会社等（以下、「配分会社等」）が特定法人税法^(*)の規定の適用を受ける場合における「被

配分当期対象租税額」の計算方法等が見直された。

- 繰延対象租税額の計算上、調整後法人税等調整額に「被配分繰延対象租税額」を加算することとされた。

この改正通達では、上記の「被配分当期対象租税額」及び「被配分繰延対象租税額」について、これらの算定方法等に関する通達が複数新設されています。

なお、【第1 法人税基本通達関係】における改正後の取扱いは、一部の通達を除き、**2025年4月1日**以後に開始する対象会計年度分の国際最低課税額に対する法人税について適用されます。

(*) 法人税等に関する法令のうち、配分会社等が有する恒久的施設等の所得、その配分会社等の益金の額に算入される会社等の所得若しくは会社等から受けた利益の配当につき課される法人税等の額から、その配分会社等が有する他の恒久的施設等の所得、その配分会社等の益金の額に算入される他の会社等の所得若しくは他の会社等から受けた利益の配当につき課されるその法人税等以外の税の額を控除することができることとされているもの又はこれに類するものをいいます。

【第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係】

上述のとおり、**2025年度**税制改正において、外国関係会社に係る課税対象金額等を内国法人において益金の額に算入する事業年度が「外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から 4ヵ月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度」とされたことを受け、外国関係会社等に係る課税対象金額等の円換算について定める租税特別措置法関係通達 **66の6-4** が改正され、原則として、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から 4ヵ月を経過する日における電信売買相場の仲値により円換算することとされました。（この改正通達で改正された租税特別措置法関係通達は、上記の通達のみです。）

なお、**2025年度**税制改正前の租税特別措置法等の適用を受ける場合の取扱いについては、この改正通達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例によることとされています。

2025年度税制改正に対応した上記以外の法人税基本通達及び租税特別措置法関係通達等は、国税庁より、**2025年6月30日**に発遣されています。（KPMG Japan e-Tax News No.334「[2025年度税制改正 — 法令解釈通達の発遣](#)」（**2025年7月2日**発行）にてお知らせしています。）

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.